

土庄町老朽危険空き家除却支援事業における残置ごみの運用ルール(手順①～⑤)

空き家事前審査時

- ① 事前審査時に除却予定空き家の査定と、敷地内残置ごみの有無を確認します。

残置ごみがある場合②へ

残置ごみがない場合⑤へ

- ② 残置ごみ処理の必要性や適切な処理方法について排出者に説明します。
審査時に排出者が同席できない場合は、後日排出者に説明します。

残置ごみの処理方法

排出者は、解体工事の本申請提出までに、土庄町が定めるゴミの分別に従って残置ごみを適切に処理してください。(残置ごみの処理完了が確認できてから本申請許可になります)。処理方法は下に記載の3通りです。

- ③
- 1 地域のごみステーションに排出。(ごみステーションを管理する自治会長に要相談)
 - 2 土庄町役場で手続きを行い、排出者自らが運搬して、可燃ごみは小豆島クリーンセンターへ搬入。不燃ごみは土庄町が処理を委託している有限会社小豆島へ搬入。
 - 3 排出者が運搬できない場合やごみの量が多量など排出者自ら処分することが困難な場合は、町が許可する一般廃棄物収集運搬業者へ処理を依頼。
なお、町の許可を得てない業者が一般廃棄物を収集運搬することは法律違反となるのでご注意ください。

残置ごみ処理完了の確認

- ④ 本申請までの間に排出者による残置ごみ処理が完了(排出者本人、または一般廃棄物収集運搬事業者が処分)したことを担当職員が現地確認後、除却予定年度になりましたら本申請提出ができるものとします。
なお、申請直前やむを得ず担当職員の都合がつかない場合は、本申請提出時の写真(敷地、家屋内全体)による確認も可能とします。また、本申請以前に、残置ごみの処理が完了した段階で確認することは可能ですので、日程についてお早めにご連絡ください。

本申請提出～工事着工～完了届提出～補助金交付

- ⑤ 本申請提出後の交付決定日以降に解体工事着手できます。
工事が完了しましたら、30日以内に完了届を提出してください。不備が無ければ交付確定通知書を発行、補助金を指定口座に入金後、事業の完了となります。